

各 位

2019年9月吉日  
渋川ガス株式会社

## 電気需給約款等変更に関するお知らせ

平素より、渋川ガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。  
表題につきまして、電気事業法にもとづき、その内容を下記の通りお知らせいたします。  
なお、これらに伴い、お客さまに行っていただくお手続きはありません。

### 記

2019年10月1日より、電気需給約款等が以下の通り一部変更になります。

#### ■変更の対象となる電気需給約款等

- ・電気需給約款
- ・電気料金メニュー定義書（ずっとも電気1、ずっとも電気2、ずっとも電気3）
- ・付帯メニュー定義書（ガス・電気とのセット割）

#### ■主な変更概要

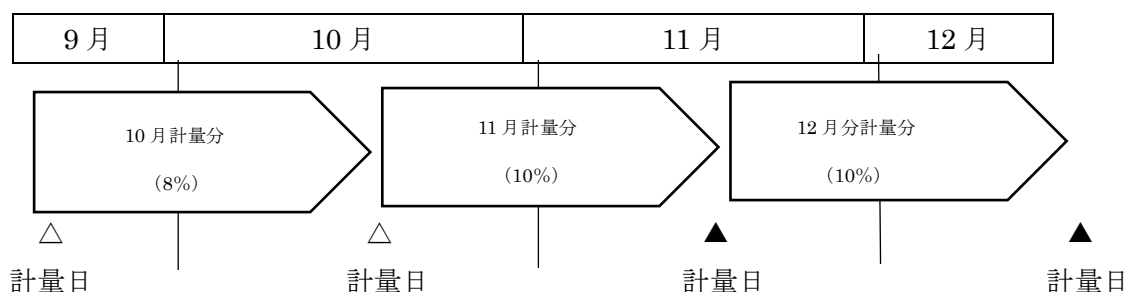
2019年10月1日の消費税率引き上げに伴い、2019年10月1日付けで、当社の電気料金メニューおよび付帯メニュー定義書について、消費税率引き上げ相当分を反映して料金表を改定。

今後、消費税率が変更された場合は、変更後の税率に基づき精算する旨を記載。その他所要の変更を実施。

#### ■(参考)2019年10月1日の消費税率引き上げに伴う電気料金の取り扱いについて

- ・上記消費税率引き上げに伴い、同日より当社の電気料金の消費税額を税率10%相当に見直します。
- ・ただし、2019年9月以前から継続して当社の電気をご使用のお客様の場合、10月中に行う電気計量分には8%、11月以降に行う電気計量分には10%の消費税率を適用いたします。

<9月以前から継続して電気をご使用の場合>



※10月から新たにご使用を開始されたお客様の10月計量分料金には、10%の消費税を適用いたします。